

# 令和8年度監査計画

(令和8年1月26日委員決裁)

令和8年度に実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）については、名古屋市監査委員監査基準に従って実施するものとする。

特に、財務監査及び行政監査を実施するに当たっては、経済性、効率性及び有効性の観点に、より一層の重点を置くものとする。

## 1 実施する監査等の種類

- (1) 財務監査
- (2) 行政監査
- (3) 財政援助団体等監査
- (4) 決算審査
- (5) 例月出納検査
- (6) 基金運用状況審査
- (7) 健全化判断比率等審査
- (8) 内部統制評価報告書審査

## 2 監査等の対象及び実施時期

別紙「監査等の対象及び実施時期」のとおり

## 3 その他

前記1及び2に定めるもののほか、必要な事項については、実施の都度定める。



## 監査等の対象及び実施時期

## 1 財務監査及び行政監査

対象	実施時期
総務関係（市長室、総務局、選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務室、監査事務局、人事委員会事務局、市会事務局） <sup>注1、注2</sup>	
経済局 <sup>注1</sup>	令和8年3月～ 令和9年3月
健康福祉局（地域共生推進部、高齢福祉部、障害福祉部） <sup>注1、注2</sup>	
子ども青少年局 <sup>注1、注2</sup>	
交通局	令和8年6月～ 令和9年3月
経済局 <sup>注1</sup> （工事）	令和8年2月～ 令和8年9月
住宅都市局 <sup>注1</sup> （工事）	
上下水道局（工事）	令和8年9月～ 令和9年3月
教育委員会 <sup>注1</sup> （工事）	
実施計画において定める局室区 (実査当日に通知して実施)	令和8年3月～ 令和9年2月

注1) 対象局に併せて、財政局が実施する関連事務を含む。

注2) 対象局に併せて、区役所が実施する関連事務を含む。

## 2 財政援助団体等監査

### (1) 出資団体監査

対 象	所管局	実施時期
公益財団法人名古屋市中小企業共済会	経済局	令和8年6月～ 令和9年3月
公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社	観光文化交流局	
公益財団法人名古屋まちづくり公社	住宅都市局	
株式会社名古屋交通開発機構	交通局	

注) 対象団体に関する事務について、所管局に対する監査を併せて実施する。

### (2) 公の施設の指定管理者監査

対 象	所管局	実施時期
健康福祉局（地域共生推進部、高齢福祉部、障害福祉部）が所管する公の施設の指定管理者	健康福祉局	令和8年3月～ 令和9年3月
子ども青少年局が所管する公の施設の指定管理者	子ども青少年局	

注) 「1 財務監査及び行政監査」の対象局が所管する公の施設の指定管理者のうち実施計画において定めるものを対象とする。

## 3 決算審査

対 象	実施時期
一般会計及び特別会計決算審査	令和8年7月～ 令和8年9月
公営企業会計決算審査	令和8年6月～ 令和8年9月

## 4 例月出納検査

検査は、原則として毎月 25 日に前前月の出納について行う。ただし、決算審査及び決算整理時期の検査は次のとおりとする。

- 一般会計及び特別会計の 5 月の出納：7 月上旬
- 公営企業会計の 3 月の出納：6 月上旬

対 象
一般会計及び特別会計
公営企業会計

5 基金運用状況審査

対 象	実施時期
基金運用状況審査 (土地基金、美術品等取得基金)	令和8年6月～ 令和8年9月

6 健全化判断比率等審査

対 象	実施時期
健全化判断比率審査	令和8年8月～ 令和8年9月
資金不足比率審査	

7 内部統制評価報告書審査

対 象	実施時期
内部統制評価報告書審査	令和8年7月～ 令和8年9月